

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第三十七号

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和四十三年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「副学院長を」の下に「、教務部に教務主幹を」を加え、同条に次の一項を加える。

4 学院長は、非常勤とすることができる。

第五条第三項中「及び教務部長」を「、教務部長及び教務主幹」に改める。

第八条の見出し中「学院長」の下に「又は副学院長」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、副学院長は、学院長が非常勤の場合には、前項各号に掲げる事務について専決処理することができる。この場合において、前項中「職員の」とあるのは「職員（学院長を除く。）の」とする。

3 副学院長、事務長及び教務部長は、学院長が専決することができる事務のうち、学院長が定めるものを専決することができる。

第八条に次の一項を加える。

5 前二項の規定は、第二項の規定により副学院長が専決処理する場合について準用する。この場合において、第三項中「副学院長、事務長及び教務部長」とあるのは「事務長及び教務部長」と、「学院長」とあるのは「副学院長」と、前項中「第一項」とあるのは「第二項」と読み替えるものとする。

第二十五条第三項中「教務部長」の下に「、教務主幹」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。